二　その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途又は細目の区分（二以上の事業所を有する個人で事業所ごとに償却の方法を選定していないものが事業所ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所ごとのこれらの区分）

三　現によっている償却の方法及びその償却の方法を採用した年月日

四　その他参考となるべき事項

（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条　新規則第七十五条第一項（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項）の規定は、施行日以後に提出し、又は受理する新法第百九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、施行日前に提出し、又は受理した旧法第百九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等に関する経過措置）

第九条　新規則第七十七条第二項から第五項まで（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新法第百九十九条（源泉徴収義務）に規定する退職手当等に係る新法第二百三条第八項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

（納期の特例に関する承認の申請書等に関する経過措置）

第十条　新規則第七十八条及び第七十九条（納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新法第二百十七条第一項又は第二百十八条（納期の特例の要件を欠いた場合の届出等）の規定により提出する申請書又は届出書について適用し、同日前に旧法第二百十七条第一項又は第二百十八条（納期の特例の要件を欠いた場合の届出等）の規定により提出した申請書又は届出書については、なお従前の例による。

（特定株式投資信託等の要件等に関する経過措置）

第十一条　新規則第八十一条の五第一項から第三項まで（特定株式投資信託等の要件等）の規定は、その支払の確定する日（無記名の受益証券に係る収益の分配にあっては、支払をした日。以下この条において同じ。）が施行日以後である新令第三百三十六条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する配当等又は新令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する利子等について適用し、その支払の確定する日が施行日前である旧令第三百三十六条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する配当等又は旧令第三百三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する利子等については、なお従前の例による。

（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書に関する経過措置）

第十二条　新規則第八十一条の十七（譲渡性預金の譲渡等に関する告知書）の規定は、施行日以後に行われる新法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に行われた旧法第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第十三条　新規則第九十三条第三項（給与等の源泉徴収票）（新規則第九十四条第三項又は第九十四条の二第三項（公的年金等の源泉徴収票等）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新規則第九十三条第三項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に旧規則第九十三条第三項（給与等の源泉徴収票等）（旧規則第九十四条第三項又は第九十四条の二第三項（公的年金等の源泉徴収票等）において準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第十四条　新規則別表第五（二十八）に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出する調書について適用し、施行日前に旧法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第六㈠及び別表第六㈡に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十六条第一項又は第二項（源泉徴収票）の規定により提出し、又は同条第一項、第二項若しくは第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票について適用し、施行日前に旧法第二百二十六条第一項又は第二項（源泉徴収票）の規定により提出し、又は同条第一項、第二項若しくは第四項ただし書の規定により交付した源泉徴収票については、なお従前の例による。

3　新規則別表第八㈢に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十八条第二項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により提出する調書について適用し、施行日前に旧法第二百二十八条第二項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

第十五条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「（以下「新規則」という。）」を削り、同条第三項中「改正令による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第百二十条の二第一項第二号ロ⑴（減価償却資産の償却の方法）に掲げる」を「平成二十四年三月三十一日以前に取得された」に、「新規則第三十三条第三項」を「所得税法施行規則第三十三条第三項（種類等を同じくする減価償却資産の償却費）」に改め、同条第四項中「新令第百二十条の二第一項第二号ロ⑵に掲げる」を「平成二十四年四月一日以後に取得された」に、「新規則」を「所得税法施行規則」に改め、同条第五項中「新規則」を「所得税法施行規則」に、「新令第百二十条の二第一項第二号ロ⑴に掲げる」を「、平成二十四年三月三十一日以前に取得された」に改める。

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号）の施行に伴い、並びに同令附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」を「第二十四条の二」に、「第六款　引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）」を「第六款　引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）　第六款の二　譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五条の九）」に改める。

第三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「同条第十二項第一号」を「同条第十四項第一号」に、「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に、「同条第二十二項第一号」を「第十四項第一号、第十八項第一号又は第二十二項第一号」に改める。

第三条の二第一項及び第二項中「第十六項第五号及び第二十項第五号」を「第十八項第五号及び第二十二項第五号」に改め、同条第三項中「同条第十六項第五号」を「同条第十八項第五号」に、「第十六項第五号及び第二十項第五号」を「第十八項第五号及び第二十二項第五号」に改める。

第五条中「（医療保健業）」を「（収益事業の範囲）」に改め、同条第一号中「事務」を「権能」に改め、「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。